

令和5年度第9回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年12月11日(月) 午後1時30分から午後3時00分
 2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (17名)

会長	8番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵緑
委員	1番	福田淳一郎	委員	12番	山本暁子
〃	2番	中村精	〃	13番	藏内敏博
〃	3番	山田準二	〃	14番	石谷隆
〃	4番	砂川重雄	〃	15番	柳田和廣
〃	5番	建部憲二	〃	16番	竹森潔
〃	7番	小林照美			
			〃	18番	岩永正司
〃	10番	下田義男	〃	19番	川上信温
〃	11番	河毛早苗			

4. 欠席委員 (2名)

委員	9番	小林光徳	委員	17番	福安修
----	----	------	----	-----	-----

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 12名)

せんだい	有田裕	福部町	平林秀庸
高草	山岡茂	河原町	大谷太志
湖南	森清美	河原町	漆原清志
湖東	佐々木文仁	気高町	藤本武夫
湖東	山根一美	鹿野町	橋本和夫
国府町	山脇隆	青谷町	井上智朗

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

- 議案第 53号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 54号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 55号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 56号 農地転用事業計画変更申請について
- 議案第 57号 非農地証明について
- 議案第 58号 鳥取市農用地利用集積計画について
- 議案第 59号 鳥取市農用地利用集積等促進計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
- (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (3) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (4) 農地の形状変更届出書の受理について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 広谷局長補佐 堀係長 坂本主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
谷口局長	ただ今から、令和5年度第9回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
谷口局長	まず、定足数の確認ですが、19名中17名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号12番 山本委員、13番 藏内委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号42～44番の3件ありますが 整理番号42番は、河原町八日市で売買による所有権移転、 整理番号43番は、湖山町北四丁目の件は、農地で営農を行いながら上部空間で工作物を設定する権利である区分地上権を設定し、太陽光発電設備を設置するものです。 区分地上権の設定の許可基準は、権利が設定される農地及び、その周辺農地への影響がないかどうかということになります。 5条申請の際に審議する内容と同じとなりますので、3条申請の審議の時ではなく、議案第55号の農地法第5条申請の審議の際に、3条申請も一括して審議をお願いします。 続きまして、整理番号44番は、気高町下光元で贈与による所有権移転です。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。
議長	それでは、整理番号42番を審議します。担当推進委員、大谷委員の報告をお願いします。
大谷委員	12月6日の日に田淵委員、譲渡人、譲受人、事務局と現地確認しました。 現地は柿が栽培されております。 そこを譲受人が耕作するのですが、柿の栽培農家の方なので何ら問題がないと思いました。
議長	引き続きまして、担当農業委員、田淵委員の報告をお願いします。
田淵委員	ただいま、大谷推進委員が報告されたとおり、問題ないと判断いたしました。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号42番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。

	整理番号44番を審議します。担当農業委員、藤本委員の報告をお願いします。
藤本委員	12月6日、譲受人の所に伺いました。譲渡人は、全部処分したいということで、譲受人に贈与することになりました。
議長	引き続き、担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳田委員	今、藤本委員の方から説明がありましたように、資産を整理されたところ、50年くらい前から長期に渡り耕作されていた譲受人に無償譲渡されることになったそうです。 また、面積が121㎡と狭い土地です。この土地は、住宅の裏の山際にありまして、通路も狭く管理機がやっと通れるくらいです。 山際であります関係上、イノシシ対策としてメッシュが張られております。 譲受人に確認したところ、これまで通り野菜を植え付ける予定とのことでございます。 以上のようなことから判断しまして、問題ないと思います。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 整理番号44番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第48号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号8番の1件でございます。 整理番号8番、申請地は福部町中、転用目的は住宅建築、農地区分は第1種農地、許可根拠は集落接続です。
議長	整理番号8番を審議します。担当推進委員、平林委員の報告をお願いします。
平林委員	集落の奥に住んでおり、集落の入口に持っておられる土地に住宅を建てるということですので、よろしく願いいたします。
議長	担当農業委員は、私ですが、追加はございません。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 整理番号8番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第53号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号23番から26番と一時転用の6番と7番の6件でございます。 整理番号23番は、申請地は気高町上光、転用目的は駐車場、農地区分は第2種農

地、許可根拠は代替地なしです。

整理番号 24 番、申請地は宮谷、転用目的は駐車場、農地区分は第 2 種農地、許可根拠は集落接続です。

整理番号 25 番、申請地は河原町小河内、転用目的は住宅建築、農地区分は第 2 種農地、許可根拠は集落接続です。

整理番号 26 番、申請地は河原町水根、転用目的は駐車場、農地区分は第 2 種農地、許可根拠は集落接続です。

一時転用の 6 番、申請地は鹿野町鹿野、転用目的は駐車場・資材置場、農地区分は第 2 種農地、許可根拠は代替地なし、一時転用期間は許可日から令和 6 年 3 月 31 日までです。

一時転用の 7 番、申請地は湖山町北四丁目、転用目的は営農型太陽光発電設備。農地区分は農用地区域内農地、許可根拠は一時転用、転用期間は令和 5 年 12 月 21 日から 3 年間です。

議 長 整理番号 23 番を審議します。担当推進委員、藤本委員の報告をお願いします。

藤本委員 12月6日に現地確認を行いました。譲受人から話を聞きました。

議 長 引き続き、担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。

柳田委員 学習塾や英会話教室を営んでいる譲受人が、県道から少し入ったところの古民家を購入されており、それを民宿、合宿所に改修されるため、その駐車場として利用されるということです。北側、西側は休耕地、南側は民家、東側は県道であり周辺に迷惑をかけることはありません。後日、申請代理人の行政書士に確認し、周辺の家からも口頭であるが同意を得ているとのことでした。以上のことから問題ないと思います。

議 長 質問、意見はありませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので採決に入ります。
整理番号 23 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。
整理番号 24 番を審議します。担当推進委員 山岡委員の報告をお願いします。

山岡委員 11月3日に小林(光)委員、事務局、私、申請人 3 人の計 6 人で現地確認を行いました。申請地は集落内で周辺に農地は無いので、転用目的の駐車場にされても妥当と判断いたしました。

議 長 質問、意見はありませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので採決に入ります。
整理番号 24 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。
整理番号 25 番を審議します。担当推進委員 漆原委員の報告をお願いします。

漆原委員 11月28日に田淵委員と現地確認を行いました。申請人は親子関係であり、実家の近くに家を建てて住むということです。現在は畑をされていますが、周辺にも問題が無いので、転用に異議なしと判断しました。

議 長	引き続き、担当農業委員、田渕委員の報告をお願いします。
田 渕 委 員	漆原委員が報告したとおりです。
議 長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号 25 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号 26 番を審議します。担当推進委員 大谷委員の報告をお願いします。
大 谷 委 員	12月6日に田渕委員と私、行政書士で現地確認を行いました。現在は畑をされていますが、チェック項目に照らし合わせても問題ないと報告いたします。
議 長	引き続き、担当農業委員、田渕委員の報告をお願いします。
田 渕 委 員	行政書士は、申請人双方の代理人であり、大谷委員の報告のとおり問題ありません。
議 長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号 26 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号、一時転用 6 番を審議します。担当推進委員、橋本委員の報告をお願いします。
橋 本 委 員	鳥の劇場が使用している旧校舎の解体工事に伴うものです。現地は、北と西は休耕地、東が鳥の劇場、南に畑がありますが防護柵をされるとのこと。駐車場と資材置場にしても何ら問題ないと思います。
議 長	引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂 川 委 員	何も加えることはありませんので、よろしく願いいたします。
議 長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号、一時転用 6 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 引き続き、議案第 53 号の整理番号 43 番と整理番号一時転用 7 番を一括して審議します。担当推進委員、山根(一)委員の報告をお願いします。

山根(一)委員	12月1日に川上委員、佐々木委員、事務局、私、申請人で現地確認を行いました。現地は、鳥取コナン空港に隣接しております。営農型太陽光発電設備と下部の農作物を確認いたしました。第3条の地上権設定については、基準を満たしており問題ないと判断いたしました。また、第5条については、年3回以上の除草作業をされており、圃場も手入れされており、シャシャキ、サカキで約500本植えてあり、適宜出荷されているようで、収穫量が8割以上となっているとのことですので、問題ないと思います。
議 長	引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川 上 委 員	山根(一)委員の報告のとおりです。3年前にいろいろとありましたが、その後、いろいろと頑張っていたが、今はちゃんと出荷できるようになっております。以前に比べ、今は立派に育っており、生産収入も上がってきていることを確認できましたので、基準はクリアできると判断いたしました。
議 長	質問、意見はありませんか。
竹 森 委 員	地上権設定をされている理由は。賃借権設定でも良いと思うのだが。
事 務 局	空中に太陽光パネルを設置することは、賃借権だけではダメで、区分地上権の設定も必要になりますので、このような営農型太陽光発電設備を設置される場合は、区分地上権を設定されることになります。
竹 森 委 員	地上権と区分地上権は違うので、明確化した方がよい。
議 長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」と議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第56号「農地転用事業計画変更申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号一時転用6番の1件でございます。 整理番号一時転用6番、申請地は気高町上光、転用目的は木材の仮置場、変更内容は期間延長でございます。
議 長	整理番号一時転用6番を審議します。担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳 田 委 員	12月6日に東部森林組合の職員3名と藤本委員、事務局、私で現地確認を行いました。4月に許可を得て8月に期間延長された案件でございます。伐採面積が拡大したことと冬に向けて作業ができなくなることを考慮して延長することです。現状は鉄板を敷いており、問題ないと判断しました。東部森林組合の職員に一時転用する場合はしっかりと計画をして、延長をできるかぎり少なくともしてもらえないだろうかと提案しております。
議 長	質問、意見はありませんか。

竹 森 委 員	条件を付けることはできるので、良い提案だと思います。
議 長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で、議案第56号「農地転用事業計画変更申請について」を終わります。 引き続き議案第57号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号95番から104番までの全部で10件となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議 長	整理番号95番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、農業委員の小林(照)委員の報告をお願いします。
小林(照)委員	11月29日に推進委員2名と事務局の合計4名で現地確認をしました。申請地には、葎が建っており、チェックシートの④、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上、特に支障がないと認められる土地と判断しました。以上です。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号95番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号96番、97番、98番、99番は関連事案ですので一括してを審議します。担当推進委員、森委員の報告をお願いします。
森 委 員	11月29日に農業委員と事務局、申請者の代表者、計4名で現地確認をしました。申請地は、山の中腹にあり、だんだん耕作されなくなって20年以上経過したもので、竹や雑木が茂っております。その後は森林組合が伐採をして植林して維持管理していくというものですので、問題ないと判断しました。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号96番、97番、98番、99番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号100番を審議します。担当推進委員、佐々木委員の報告をお願いします。

佐々木委員		12月1日に農業委員と事務局、3名で現地確認をしました。現況は住宅地に隣接する山すそです。3筆ございます。1筆目は、集落の袋小路のようになっており車の回し場、イノシシの檻も設置してありました。あとの2筆は、山すそで雑木林になっており、20年以上耕作しておらず、とても農地復元は困難であります。承認に問題ないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号100番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号101番を審議します。担当推進委員、井上委員の報告をお願いします。
井上委員		12月5日に農業委員と推進委員2名、事務局、申請者の5名で現地確認をしました。申請地は、急斜面にありました。現在は何も作ってなく荒廃していました。チェックシートの③で申請に問題はないと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号101番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号102番を審議します。担当推進委員、山下委員の報告をお願いします。
山下委員		12月5日に農業委員と事務局、申請者の代理人の行政書士、計4名で現地確認をしました。申請地は、国道沿いの雑種地でした。申請人は市内に出られて40～50年過ぎ、その間、耕作はしていませんでした。チェックシートを確認し、申請地は問題ないと判断しました。よって鳥取県非農地証明対象地基準の④と判断し報告します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号102番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号103番を審議します。担当推進委員、有田委員の報告をお願いします。
有田委員		11月30日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地は2筆ございます。1筆目は、かなり古い農業用倉庫が建っていましたが、現在は使われておりません。人為的潰廃地で20年以上経過しており、非農地は致し方ないと判断しました。2筆目は、獣道しかなく、現地に行く道がございませんで、10年前の航空写真で確認しましたがその頃からすでに森林でした。これは自然潰廃ということで、非農地で致し方ないと判断しました。以上です。
議	長	質疑・意見はございませんか。

		(質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号103番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号104番を審議します。担当推進委員、山協委員の報告をお願いします。
山 協 委 員		12月8日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。現況は田として平成7年まで耕作しておられたようです。そのあとは、台風の被害で作らなくなって、現在は、雑草や灌木類が生い茂っており、農地への復旧が困難な土地に該当しますので、非農地で問題はないと判断しました。採決の方、よろしくをお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号104番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第57号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第58号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		鳥取市長から、令和5年12月26日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規 14件、更新 13件、計 27件、面積は、田 87,841㎡で、畑 5,872㎡となっており、計93,713㎡です 権利種別の内訳は、賃借権 14件、使用貸借による権利 13件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	議案第51号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第58号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第59号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田 51,993㎡、畑 10,152㎡、樹園地その他 3,000㎡、総計65,145㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権 23件、使用

		<p>貸借による権利 15件の合計 38件となっています。</p> <p>農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>一括で質問・意見を受け付けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第59号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について</p> <p>(2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について</p> <p>(3) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について</p> <p>(4) 農地の形状変更届出書の受理について</p> <p>(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について</p>
議	長	<p>無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和5年度第9回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p>閉会 午後3時00分</p>

会議の経過を記載して、相違ないことを証明するためここに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員